

高知県農業負債整理関係資金要綱一部改正新旧対照表

改正後(新)	現 行 (旧)
<p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 農業者の手続等 (略)</p> <p>1 経営改善計画書の作成等</p> <p>(1)借入希望者は、</p> <p>ア これまでの経営状況はどうなっているのか</p> <p>イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか</p> <p>ウ 経営改善計画は実行可能か</p> <p>エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうか、融資返済は可能か等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙1の(2)又は(3)により作成し、別紙2による借入申込書(高知県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。))による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要)とともに、<u>(4)</u>に定める融資機関に提出するものとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)により経営に影響が発生している等の借入希望者(以下「被災借入希望者等」という。)にあっては、別紙1の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙1の(2)又は(3)の経営改善計画書に代えることができるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>付 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年4月19日から施行する。</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 農業者の手続等 (略)</p> <p>1 経営改善計画書の作成等</p> <p>(1)借入希望者は、</p> <p>ア これまでの経営状況はどうなっているのか</p> <p>イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか</p> <p>ウ 経営改善計画は実行可能か</p> <p>エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうか、融資返済は可能か等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙1の(2)又は(3)により作成し、別紙2による借入申込書(高知県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。))による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要)とともに、<u>(3)</u>に定める融資機関に提出するものとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)により経営に影響が発生している等の借入希望者(以下「被災借入希望者等」という。)にあっては、別紙1の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙1の(2)又は(3)の経営改善計画書に代えることができるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>付 則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>